

■令和7年度災害等への金融支援特別対策

(単位：千円)

	国の無利子化措置 (農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業・林業施設整備等利子助成事業・漁業経営基盤強化金融支援事業)	大分県特定災害対策緊急資金				天災資金 (国が発動) H23東日本大震災以降発動なし 大分県ではH11以降発動なし	家畜疾病対策			
		農業近代化資金	漁業近代化資金	農林漁業施設資金	農林漁業セーフティネット資金		畜産特別資金 家畜疾病経営維持資金	大分県家畜伝染病緊急支援資金		
貸付対象	・被害施設の取得・復旧 ・長期運転資金	・被害施設の取得・復旧 ・長期運転資金	・被害施設の取得・復旧 ・長期運転資金	・被害施設の取得・復旧 ・果樹の改植・補植 ・被災漁船の復旧 ・被災漁具、施設の改良・造成・取得	・長期運転資金	・経営資金・被害施設の復旧 ・果樹の改植・補植・家畜の購入 ・養殖に必要な資金・漁船の建造又は取得 ※経営資金を融資したことによって融資機関が受けた損失に対する補償制度あり	経営の再開・継続・維持に必要な経費 ・飼肥料費・家畜の購入 ・畜産経営に要する器具等の購入 ・雇用労働費	・短期運転資金		
対象者	市町村の被災証明を受けた農林漁業者(但し、各資金の貸付対象者に限る)	市町村長の被災証明を受けた認定農業者	市町村長の被災証明を受けた漁業者	市町村長の被災証明を受けた農林漁業者、組合	市町村の被災証明を受けた農林漁業者	市町村長の認定を受けた農林漁業者	家畜伝染病の発生により影響を受けた生産者	家畜伝染病の発生により影響を受けた生産者		
原資	農協・漁協・公庫・その他金融機関	農協・その他金融機関	漁協	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	農協、漁協、森林組合、その他金融機関	農協・その他金融機関	農協・その他金融機関		
融資枠	-	13億円				4億円	(畜産特別資金全体で)4億円	5億円		
限度額等	対象資金に国が上乗せ利子補給し、無利子とする ・限度額等は各資金に準ずる。 【対象資金】 ・農業近代化資金 ・漁業近代化資金 ・漁業経営維持安定資金 ・農林漁業施設資金 ・農林漁業セーフティネット資金 ・農業経営基盤強化(スーパーL)資金 ・林業基盤整備資金 ・漁業経営改善支援資金等	■限度額 個人 法人 被害施設取得 18,000 200,000 長期運転資金 一般 6,000 20,000 果樹・畜産 6,000 25,000 ■融資率：・100/100 ※但し、集落営農組織の融資率100%適用は36,000千円まで	■限度額： 被害施設の取得 20トン以上漁船の資金借入者 360,000 水産養殖漁業者 180,000 長期運転資金 個人 法人 一般漁業者 6,000 20,000 水産養殖漁業者 6,000 25,000 ■融資率：・100/100	■限度額： 一施設 3,000 (特認一施設) (6,000) ■融資率：・80/100	■限度額： 6,000 (特認：年間経費の6/12又は粗収入6/12のいずれか低い額) ■融資率 ・100/100	■限度額：個人一般：2,000 果樹栽培者 家畜飼養者、 漁船資金、養殖資金：5,000 法人一般：20,000 果樹栽培者 家畜飼養者、 漁船資金、養殖資金：25,000 ※激甚災害指定により上乗せ有り ■融資率 ・100%以内	■限度額 個人 法人 経営再開 20,000 80,000 経営継続・維持 単位(千円/頭、100羽) 乳用牛：130、 肥育用牛：130、 繁殖雌牛：65、肥育豚：13、 繁殖豚26、家きん：52、 クイック資金：発生農場対象 処分頭羽数×基準単価、3億円以内 (ただし、発生事例が複数の場合は3億円×発生事例数) ■融資率：・100/100以内	■限度額 個人 法人 短期運転資金 3,000 3,000 ■融資率：・100/100		
償還期間(年)	各資金に準ずる	被害施設取得・復旧 7～15年以内(据置2～7年以内) 長期運転資金 4～7年以内(据置2～3年以内)	被害施設取得・復旧 5～15年以内(据置2～3年以内) 長期運転資金 5年以内(据置2～3年以内)	被害施設取得・復旧 15年以内(据置3年以内) ・果樹改植・補植 25年以内(据置10年以内)	15年以内(据置3年以内)	3～6年以内 (激甚指定：4～7年)	7年以内(内据置3年以内) クイック資金：2年以内	貸付実行日の属する月の翌々月末日 又は出荷再開の月の翌々月の末日		
利子助成期間	償還期間内で最大5年間 (林業資金は最大10年間)	償還期間内最大7年間(経済対策の場合は5年)				償還期間内最大6年間(激甚災害の場合最大7年)	7年以内	同上		
基準金利※	3.35%	3.35%	3.35%	-	-	3.350%	3.35%			
(通常)	県	0～1.25%	1.25%	1.25%	-	-	経営継続 国 1.675% 経営再開 県 1.675% 経営維持 国 1.010% 県 2.340%	(通常)	県	3.35%
	長期金融協会	0～2.0% *1	0～2.0% *1	-	-	-			貸付金利	0.00%
	貸付金利	0.1%～2.1%	0.1%～2.1%	2.10%	1.15～2.00%	1.25～1.85%	クイック 国 3.350%	(上乗せ)	市町村	-
特別対策 (上乗せ)	県	(国) 1.15～2.0%	1.00% *2	1.00% *2	0.575～1.00%	0.625～0.925%	実質金利 0.0%	特別対策	県	-
	市町村	(県・市町村) 0%	1.00% *2	1.00% *2	0.575～1.00%	0.625～0.925%			実質金利	-
	実質金利	0～0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	-			
備考(債務保証)	各資金に準ずる	要保証料(0.40%)	要保証料(0.51%)	(原則)連帯保証人若しくは担保徴求	(原則)連帯保証人若しくは担保徴求	国・県・市町村による損失補償	要保証料(0.40%)	要保証料(0.30%)		

※金利はR7.9.30時点のもの

特定災害対策緊急資金負担軽減事業
保証料を県・市で助成し、被害農林漁業者の保証料負担を軽減
(農業近代化の場合) 0.40%→0.0% (県1/2 市町村1/2)

*1 認定農業者が目標地図に位置付けられた等の要件等満たし、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に採択された場合。貸付後5年間2.0%を上限とし利子助成。
対象資金：農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)
農業近代化資金

*2 大分県特定災害緊急資金の利子補給は、2.00%が上限

左記の国の無利子化措置が適用される場合は、そちらが優先適用される。

大分県の直近の発動は、H11年の台風災害(実績0件)、日本全体の直近の発動はH23東日本大震災。
政令で発動が決定されるため、既にスキームができており、スピードの早い助成金交付事業の適用が優先されている実情がある。

特定災害対策緊急資金負担軽減事業
保証料を県・市で助成し、被害農林漁業者の保証料負担を軽減 0.40%→0.0% (県1/2 市町村1/2)
クイック資金は、別途国の事業有 0.0%